

【児童数配付】

令和3年9月3日

保護者様

船橋市立薬田台小学校
校長 竹内 健一郎

緊急時における学習用端末（iPad）の持ち帰りについて

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご支援・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、児童が持ち帰る学習用端末について下記の事項をお守りいただき、取扱いについては十分気を付けてお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 貸与者の条件について

学習用端末の貸与を受ける児童は、船橋市の学校に在籍している者とし、船橋市の学校を卒業、転出する際は、速やかに貸与を受けた学習用端末を返却してください。

2 学習用端末の利用目的について

貸与された学習用端末は、児童の学習及び学校との連絡手段として利用します。それ以外の目的では、学習用端末を利用しないでください。

3 学習用端末の利用者について

学習用端末を利用するのは、学習用端末を貸与された児童本人及びその保護者であり、他者に利用させないでください。

4 学習用端末の設定について

貸与された学習用端末については、端末設定の変更・解除など学習目的以外の利用はお控えください。

5 学習用端末の取扱いについて

貸与された学習用端末を利用する際は、故障や破損をしないように細心の注意を払い、万が一故障及び破損した際には、速やかに学校に報告をしてください。